

電気化学界面シミュレーションコンソーシアム運営会則

制定 平成 27 年 4 月 1 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する「電気化学界面シミュレーションコンソーシアム」の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）ナノ材料研究部門に、電気化学界面シミュレーションコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 本コンソーシアムでは、ナノ材料研究部門で開発した電気化学界面シミュレーションの電気化学デバイスの研究開発に携わる技術者及び研究者への普及をはかり、基礎研究からものづくりの現場で利用可能なシミュレーション技術基盤を構築し、電気化学界面シミュレーションの進展及び関連産業の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 電気化学界面を扱うモデリング及びシミュレーション技術の情報収集
- 二 電気化学界面シミュレーションに関するセミナー等の開催による情報提供及び意見交換
- 三 電気化学界面シミュレーションに関する技術相談
- 四 共同研究開発プロジェクトの企画・提案
- 五 その他、本コンソーシアムの目的達成に必要な事業

第 2 章 会員

（会員の種類）

第 4 条 本コンソーシアムは、第 2 条の目的及び前条の事業の実施に賛同した次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

- 一 第14条第 2 項に定める会費を納めた法人又は団体（以下「法人会員」という。）
- 二 大学及び公的研究機関の研究者（以下「一般会員」という。）
- 三 国の行政機関、独立行政法人、社団法人及び財団法人並びに、本事業の推進を図るため会長が参加を必要と認めた者（以下「特別会員」という。）

(会員の入会、退会等)

第5条 本コンソーシアムの会員の入会、退会等は、次の各号のとおりとする。

- 一 入会を希望する者は、入会申込書及び会員名、住所その他本コンソーシアムが定める事項（以下「届出事項」という。）を記入した書類を会長に提出し、第9条に定める運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の承認を得なければならない。
- 二 前号で提出した届出事項に変更があった場合は、遅滞なく会長に変更届を提出しなければならない。
- 三 退会を希望する会員は、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、退会以前に納付した第14条に規定する会費は返還しない。
- 四 会長は、会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、運営委員会の議決を経て、これを除名することができる。
 - イ 相当の理由なくして第14条に規定する会費の滞納があるとき。
 - ロ 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為があったとき。
 - ハ 本コンソーシアムの目的に反する行為があったとき。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、第3条に定める事業に参加する権利を有する。

- 2 法人会員は第11条に定める総会（以下「総会」という。）において、口数に応じた議決権を有し、総会出席にあたっては、口数に相当する議決権を同一法人会員に委任することができる。
- 3 一般会員、特別会員は総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
- 4 法人会員は年会費を納入する。
- 5 会員は、本会則、本コンソーシアムの定める規約、その他本コンソーシアムの運営に関わる諸規程等及び運営委員会又は総会の議決を遵守する義務を負う。

第3章 役員及びアドバイザー

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、役員として、会長1名及び幹事若干名を置く。

- 2 会長は、ナノシステム研究部門長又は当該部門長の承認を得た副部門長が指名する。
- 3 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムの運営を統括する。
- 4 幹事は、会長が法人会員の中から指名する。
- 5 役員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 会長が、本コンソーシアムの円滑な運営に支障があると特に認めた時は、役員を解任できる。

(アドバイザー)

第8条 コンソーシアムの運営全般にわたり学問的あるいは行政的立場から助言を与えるアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザは会長が指名するものとする。

第4章 運営委員会及び事務局

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長及び幹事から構成され、本コンソーシアムの円滑な運営に必要な事項を討議する。

3 運営委員会の委員長は会長が務める。

4 運営委員会は、必要と認めるときは、総会に議案を提出することができる。

(事務局)

第10条 本コンソーシアムを運営するための事務局をナノシステム研究部門に置く。

2 事務局は、次の各号に定める業務を行う。

- 一 入会にかかる手続き業務
- 二 本コンソーシアムの関連機関及び会員との連絡調整業務
- 三 総会及び運営委員会の円滑な運営に関わる業務
- 四 講習会の運営に関わる業務
- 五 本コンソーシアムの出納管理業務
- 六 その他、本コンソーシアムの運営に必要と認められる業務

第5章 総会

(総会)

第11条 会長は、次の各号に定める事項を決議するため、総会を開催し、その議長となる。

- 一 事業計画
- 二 事業報告及び運営費に係る収支決算
- 三 その他、運営に関する重要事項

2 総会の議案は、出席法人会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

第6章 会計

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31

日に終わる。

(運営費等)

第14条 本コンソーシアムの運営費は、法人会員からの会費をもって充てる。

2 前項の会計年度の会費は、法人会員一口あたり 100,000 円（消費税を含む。）とする。

3 前項の会費を収めた場合、一口につき3名を登録できる。

4 本コンソーシアムの会費は、総会の決議により、改定することができる。

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 当該事業年度の収入及びその使途並びに経理状況を、会長が運営委員会に報告するものとする。

第7章 情報等について

(情報の取扱い)

第16条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

第8章 補則

(解散)

第18条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、経営が困難となった場合等に、運営委員会及び総会の議決をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第19条 本会則の改廃は、総会の議決を経て行う。

(設置期間)

第 20 条 本コンソーシアムの設置期間は、設立から 1 年間とする。ただし、総会において事業継続の意思が表明された場合、1 年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第 21 条 本会則に定めのない事項については、関係者及び運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附則 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。